

損害賠償請求事件

訴訟物の価額	10 万円
貼用印紙額	1000 円

請求の趣旨

1 主位的請求

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、10 万円を支払え
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする

2 予備的請求

- (1) 被告 JAL は、原告に対し、37,210 円を支払え
- (2) 訴訟費用は被告 JAL の負担とする

との判決及び仮執行宣言を求める。

請求の原因

目次

第 1 当事者	3
第 2 事案の概要	4
第 3 本件強制降機の事実経過.....	5
第 4 本件強制降機が違法であること	11

第 5 原告が被った損害	29
--------------------	----

第 6 債務不履行に基づく損害賠償請求権について（民法 415 条 1 項）	35
--	----

第 7 結語.....	36
-------------	----

第 1 当事者

1 原告

原告は、被告日本航空株式会社（以下、「被告 JAL」という。）との間で、2022 年 10 月 10 日、以下のとおり旅客運送契約（以下「本件運送契約」という）を締結した者（甲 1）である。

<予約番号>

6J7KGU

<フライト詳細>

(1) 2022 年 11 月 23 日 JAL2451 便

大阪(伊丹) 11:15 発 → 屋久島 13:05 着

普通席

ご利用運賃 先得割引-タイプ A / 合計 29,440 円

(2) 2022 年 11 月 25 日 JAL2450 便（以下「本件航空機」という）

屋久島 14:35 発 → 大阪(伊丹) 16:10 着

普通席

ご利用運賃 先得割引-タイプ B / 合計 28,440 円

合計 57,880 円

2 被告■■■■■（以下、「被告■■■■■」という。）

被告■■■■■は、被告日本航空株式会社の子会社訴外日本エアコンピューター

株式会社（以下、「訴外 JAC」という。）に勤務する客室乗務員（以下、「CA」という。）であり、事件当時、被告 JAL のロゴマークが描かれたスカーフと名札を装着し、本件航空機の CA として、原告に対し、マスク不着用の理由を執拗に問いただすなどした上、本件航空機から降機するよう命じた者である。

3 被告■■■■（以下、「被告■■■」という。）

被告■■■は、被告 JAL から委託を受け、屋久島空港駐在員事務所を管理する訴外屋久島空港ターミナルビル株式会社の社員であり、事件当時、被告 JAL の名刺を持ち、屋久島空港の管理責任者として、原告に対し、被告■■■■とともに本件航空機から降機するよう命じた者である。

4 被告日本航空株式会社（以下、「被告 JAL」という。）

被告 JAL は、航空運送事業等を営む株式会社であり、本件において、原告との間で本件運送契約を締結し、訴外 JAC に本件航空機の運航を委託するとともに、後述のとおり、原告から本件航空機においてマスクを着用しない旨告げられたことに対して、「呼吸がしづらいため、桜井様はマスク着用ができない旨、ご予約記録に登録させていただきました。」と回答した者である。

5 被告国

被告国の国土交通省航空局は、日本の航空行政の監督官庁であり、被告 JAL を指揮監督すべき立場にある。

第 2 事案の概要

原告は、2022 年 11 月 23 日、幼馴染の友人（以下、「親友」という。）と伊丹空港で落ち合い 2 泊 3 日の屋久島旅行に出かけたが、同月 25 日、復路で被告■■■■からマスク不着用の理由を執拗に問いただされることで事実上マスクの着用を強要され、これを断ると、「機長並びに屋久島空港責

任者の判断でお客様にはお降りいただくことが決定しました」と告げられ、強制降機させられた（以下、「本件強制降機」という。）。

原告は、本件強制降機によって実損のみならず精神的損害を被ったため、主位的に、被告■■■■及び被告■■■に対しては共同不法行為責任（民法 709 条、719 条）、被告 JAL に対しては使用者責任（同法 715 条 1 項）、被告国に対しては国家賠償責任としての被告■■■■及び被告■■■との共同不法行為責任にそれぞれ基づき、当該損害を連帯して賠償するよう被告らに対して求め、また、予備的に、被告 JAL に対し、債務不履行（同法 415 条 1 項）に基づく損害賠償請求を行うものである（請求権競合）。

第 3 本件強制降機の事実経過

1 被告■■■■とのやり取り

原告は、親友と縄文杉トレッキングをするなど屋久島旅行を満喫し、感慨に浸りながら帰路につこうと、終始マスクを着用しない状態で、屋久島空港の保安検査を経て、本件航空機に搭乗し、左側前から 5 列目の 2 列席窓側に着席。親友は原告の隣通路側に着席。まだ乗降口が閉まった様子はないまま、出発予定時刻が迫る 14:30 頃、被告■■■■が原告らの席の右側通路にあらわれ、原告の方を向いて、「お客様マスクはお持ちでないでしょうか」と声をかけた。

原告は、後述のとおり事前に被告 JAL からマスクを着用しない旨許可を得ており、現に往路では何ら指摘されることがなかったため、驚きを隠せず「え…」と言葉に詰まった。なおも、被告■■■■は「マスクを着けられない理由はございますでしょうか」と声をかけてきた。

原告は、普段、巷でマスク警察と呼ばれる業務に従事する者から声をかけられた場合、感染対策として他人の鼻と口を布で塞ぐよう強要するのであれば発語することはかえってその目的達成を阻害することから終始無

視することを徹底していたが、今回は隣に親友が座っていたためそうはいかず「やめてもらえますか？マスクは着けませんので」と返答した。被告〇〇は「他にお客様がいますので」といっこうに譲らなかった。

結局被告〇〇は「確認してきます」とその場を離れ、数分間戻らず、そのまま出発予定時刻の 14:35 を経過した。原告は、被告 JAL グループによる強制降機事件をニュースで知っていたので、万が一にも安全阻害行為等がねつ造されないよう被告〇〇が戻ってきて以降の会話を録音した(甲 2)。

被告〇〇は、マスクを絶対に着用しない旨告げる原告に対し、確認させていただけますかなどと言いつつ再び立ち去り、また 5 分ほどして戻ってきた (14:47 録音再開)。被告〇〇が「マスクが着用できない正当な理由を確認させて」「正当な理由が、すみません、私が理解できなかったものですから」と言うので、原告は、「事前に連絡してありますよ。メールして。JAL から返信もらってますよ。」「事前にメールして、許可もらってますよ」と返答。被告〇〇は、「お互いに相互確認を取れていませんので、そちらの確認が取れない限り、出発することができません」と食い下がった。原告は、「何の確認ですか？僕はあなたがいなくなったら一言もしゃべりませんって言いましたよね？」「それ以上何か確認することがあるんですか？」と返答。被告は、最終確認してくると言いつつ、15 分ほど戻らなかった。途中、本件航空機のエンジン音が止まり、機内は急に静かになった。

被告〇〇は、後述の定期航空協会が「お客さまへのお願い」というタイトルで公表している内容 (以下、「本件基準」という。) をプリントアウトした紙を手に戻り、原告に示そうとした (録音再開 15:08~)。原告は、後述の被告 JAL との事前のやり取りの際にも言及するなど、それ以前から本件基準を熟知していたので、「何回も読んでます」と述べた。すると被告〇〇は、また正当な理由を確認などと趣旨の不明な言動を繰り返してから「順番を、もう少しお待ちください」とみたびその場を立ち去った。

被告〇〇は、5分ほどしてから戻り（録音再開 15:14～）、被告〇〇「（録ることをやめて）いただいてもよろしいでしょうか。」、原告「証拠残しておかないといけないので撮ってるだけですよ。」などのやり取りを経て、「確認が取れない、正当な理由がないということでございますので、機長ならびに屋久島空港所長の判断でお客様にはお降りいただくということが決定いたしました」（甲2）と告げた。原告はひとり屋久島空港に残される未来が想像できなかつたので「絶対に嫌です」と固辞した。

2 被告〇〇とのやり取り

しばらくして空港責任者と名乗る被告〇〇が警察官3人を伴ってあらわれ、原告に対し口々に降りるよう命じた。

原告が被告〇〇に対し「僕のいないところ、密室でどのようなやり取りがなされたのかわかりません。今改めて僕とやり取りした上で責任者として判断すべきでしょう」と言うも被告〇〇は首を横に振るだけでそれについては答えなかつた。原告が「降機命令を決定したという処分について書面をもらえますか?」と聞くと被告〇〇は「それは大丈夫です」と答えた（甲3、甲4）。

原告は、かかる被告〇〇の返答で、追って呼称はともかく命令書の交付が受けられる、すなわち、自ら望んで降機したと事実をねつ造されることはないと安心した一方で、警察官から「諦めて降りなさい」と何度も言われたことで、このままでは業務妨害罪や不退去罪で不当逮捕されかねないと考え、ついに席から立ち上がり、警察官らから両脇を取り囲むように連れられ、15時25分頃、本件航空機を降りた。

屋久島空港のターミナルビルへ戻り、原告が警察官らから促されソファ席に座ると、目の前に警察官が6名いた（甲6）。やり取りはこうだ。

警察官のひとり「暴れたら問題になるからね」

原告「（マスクを着けていないだけの市民を粗暴犯扱いするのか。）そん

なことより空港責任者を呼んでください」

被告■が登場し、原告は、同人の名刺を受け取った（甲 5）。被告 JAL の名刺であった。

原告「CA からどういう話があったんですか？」

被告■「態度が悪かったと聞いている」（甲 6）

原告「態度が悪いって何ですか？飛行機に乗るには優等生的なことが求められる？学級委員長的な態度が求められるってことですか？意味不明なんですけど」

被告■「会話をしないと約束すればマスクを着用しなくても良いことになっている¹」

原告「いや、あなたに話しかけられなければ一言も喋りませんと答えましたが」

被告■「…」

3 鹿児島空港経由で帰京

屋久島→伊丹は 1 日に 1 本しかなく、屋久島→羽田の便は存在しない。原告は、予約で満席だった 17:30 発（遅延にて 18 時発に変更）屋久島→鹿児島便に当日キャンセルが出たため、同便に乗れることになった。鹿児島からは羽田に飛べる。

原告は、また運悪く被告■■■のような CA に見つかって強制降機されては堪らないと考え、万が一にも強制降機されないよう、被告■に対し「もう絶対にこんなことのないよう羽田までの全スタッフに周知しておいてください」と依頼した。被告■はうなずき、結果、その後は誰からもマスク着用を求められることはなかった。屋久島→鹿児島便で原告の隣に座

¹ この発言から、おそらくそのような趣旨が書かれた内規があるのではないかと思われる。そうであれば、被告■■■は被告■にどのように報告したのであろうか。被告 JAL におかれては事案の解決に資すると思われるため、内規の提出を求める。

っていた男性はマスクを着用していなかった。

鹿児島空港に到着して羽田行きの出発を待っていると、訴外日本エアコミューター株式会社あるいは訴外南国交通株式会社の社員で鹿児島空港のゲートインチャージ・マネージャーを務める訴外石本剛氏から「マスクを着用されないということでしょうか？」と声をかけられた。被告■から引き継ぎを受けている旨伝える趣旨に理解し得たものの、原告は、マスクで表情の見えない者から「マスク」という単語を聞くだけで不安を覚え動悸が激しくなる状態に陥っていたため、怯えた表情で「お願いなのでもう勘弁してもらえますか？」と返答した。訴外石本剛氏は黙ってその場を去った。

本件航空機が 48 席で空席も目立っていたのと異なり、20：40 発鹿児島→羽田の便は、165 席の大型便でほぼ満席と乗客が多く、仮にマスク着用強制の根拠が感染対策や他の旅客の不安という抽象的な利益の最大化にあるとすれば本件航空機におけるそれより正当化されやすい状況であったが、マスク不着用の原告が搭乗しても誰からも一切咎められることはなかった。原告は 3 列席の通路側に着席、本件強制降機で精神的に疲れてうたた寝していたが、頭の上から発せられる CA の大声で起こされた。離陸してからは機内に終始ジェットエンジン音が鳴っているため、いきおい CA の機内サービスは大声とともに提供される。窓側の女性二人組は CA から飲み物を受け取り、マスクを顎にズラして飲食し談笑を続けていた。なお、往路の便でもそうであったが、親友によると本件強制降機後の本件航空機でも機内サービスが行われていたとのことである。

無事羽田空港に到着し、原告はなんとかその日のうちに帰宅できたものの予定よりも大幅に遅れ、心身ともに疲弊した。

4 事前に原告がマスクを着用しない旨被告 JAL に登録されていたこと

原告は普段からいかなるときもマスクを着用しないで生活していたが、

例えば 2022 年 7 月の北海道出張及び同年 11 月の沖縄出張の際利用した ANA の飛行機で CA から執拗にマスク着用を強要され、結論無視して着用しないものの、気が狂ったのではないかと疑うほど執拗に絡まれ続けるという体験をしていたことから、今回親友に無用なストレスを与えることを避けるべく、また、マスク着用強制の受難を CA の個人差という運否天賦に委ねるリスクを回避すべく、被告 JAL と事前にメールのやり取りをしていた（以下、「本件事前登録」という。）。

原告

2022/11/21 3:22

予約番号 6J7KGU と 5VNG7C の大阪屋久島のフライトですが、呼吸しづらいためマスクは着用しませんので私に対してマスク着用の件で絡んで来ないよう周知をお願いいたします。なおフェイスシールドは無意味であるだけでなくマスク以上に不快なためくれぐれもご容赦ください。（甲 7）

被告 JAL

2022/11/21 13:04

11 月 23 日と 25 日の往復予約（予約番号：6J7KGU）を確認いたしました。桜井康統様が「健康上の理由でマスク着用ができないお客さまでいらっしゃる」旨、ご予約記録に登録させていただきました。

健康上の理由によりマスクの着用が難しいお客さまへは、ハンカチなどでの代用をお願いしております。

恐縮ながら、会話をお控えいただくとともに、咳・くしゃみ時には口・鼻をハンカチなどで覆っていただきますようお願いいたします。

また、当日は、空港係員や客室乗務員より、健康上の理由、および健康状態を確認させていただくこともございます。（甲 8）

原告

2022/11/21 19:05

健康状態は聞いてくれてよいですが聞くのであれば全搭乗者に聞くようにしてください。

健康上の理由とはなんですか？健康なのでマスクを着けないというだけです。風邪をひいてるなど不健康な方は着けてください。

2022/11/21 19:29

利用者無視の一方的な貴社及び定期航空協会のハラスメント規定の枠内で仮に言うならマスクにより呼吸がしづらいというのが健康上の理由です。顔の周りにもものがあることが不快というのも同じくです。

いずれにしてもマスクを着けることはありませんので、私の意思に反して干渉して来ないよう周知をお願いします。(甲 8)

被告 JAL

2022/11/22 13:10

呼吸がしづらいため、桜井様はマスク着用ができない旨、ご予約記録に登録させていただきました。

前회のご案内と重複し、恐縮ではございますが、機内では会話をお控えいただくとともに、咳・くしゃみ時には口・鼻をハンカチなどで覆っていただきますようお願いいたします。(甲 9)

第 4 本件強制降機が違法であること

本件強制降機は、違法である。以下、航空法規において強制降機が許容される場合の規定等に触れながら、詳述する。

1 被告 JAL の運送約款

まず、航空法には、

(安全阻害行為等の禁止等)

第七十三条の三 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機

内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」という。）をしてはならない。

第七十三条の四 機長は、航空機内にある者が、離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちのいずれかが開かれる時まで、安全阻害行為等をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由があるときは、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために必要な限度で、その者に対し拘束その他安全阻害行為等を抑止するための措置（第五項の規定による命令を除く。）をとり、又はその者を降機させることができる。

と定められており、要は安全阻害行為等に至った場合には、機長が降機させることができる。この場合、機長は命令書を交付しなければならない（航空法施行規則 164 条の 17）。

しかし、離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされる前の段階では航空法航空法 73 条の 4 の適用はない。本件では、「離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から」（航空法 73 条の 4）の要件を満たしておらず、命令書の交付もなされていない。なお、赤羽一嘉前国土交通大臣は、2021 年 8 月 27 日の記者会見にて、マスク不着用それ自体が安全阻害行為等には当たらない旨回答している（甲 10）。

次に、被告 JAL の国内旅客運送約款²（以下「本件運送約款」という）は運送拒否事由について次のように定めている。

第 16 条 運送の拒否及び制限

1. 会社は、次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は降機させることができます。その場合において、その旅客の手

² 2020 年 9 月 20 日より有効の最新版
(<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/yakkan/220920/>)

荷物についても同様の取扱いとします。この場合、第 22 条第 1 項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申し受けません。なお、本項第 (3) 号 (へ) 又は (チ) の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。

(1) 運航の安全のために必要な場合

(2) 法令、又は官公署の要求に従うために必要な場合

(3) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合

(イ) 会社の特別な取扱いを必要とする場合

(ロ) 重傷病者又は 8 歳未満の小児で付添人のない場合

(ハ) 感染症又は感染症の疑いがある場合

(ニ) 次に掲げるものを携帯する場合

武器（職務上携帯するものを除きます。）、火薬、爆発物、他に腐蝕を及ぼすような物品、引火しやすい物品、航空機、旅客又は搭載物に迷惑若しくは危険を与える物品、又は航空機による運送に不適當な物品若しくは動物

(ホ) 他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合

(ヘ) 当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合

(ト) 第 29 条第 4 項又は第 5 項に該当する場合

(チ) 会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合

(リ) 会社の許可なく、機内で、携帯電話機、携帯ラジオ、電子ゲーム等電子機器を使用する場合

(ヌ) 機内で喫煙する場合（喫煙には、紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する場合を含む。）

乗降口が閉ざされる前の段階では、国土交通大臣への届出で足る安全管

理規程（航空法 103 条の 2）等にて被告 JAL から一次的に運送拒否事由該当性の判断を任された空港責任者、機長又はその兩名により、被告 JAL として、本件運送約款に基づき、降機させ得るということになる。この場合命令書の交付は必要ない。

以上より、本件強制降機が適法とされるためには、本件運送約款に定められた運送拒否事由、具体的には、原告という「旅客の行為」が、

- （ホ）他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
- （ヘ）当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合
- （チ）会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合

のいずれかに該当しているといえる必要がある。

2 本件基準は運送拒否事由にならないこと

被告 JAL は、定期航空協会という被告 JAL の代表取締役が理事を務める私的な団体が、2021 年 7 月 16 日改訂の最新版として作成・公表する、次頁に引用の本件基準を、公式サイトにてリンクしている（甲 11）。

しかし、そもそも、本件基準は、それ自体何らの法規性を持たないことはもとより、形式的にすら（文言上）本件運送約款の内容を構成するものではないため、本件強制降機の根拠規定にはなり得ない。また、実質的にも、航空法上、運送約款の作成及び変更を行うときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない（航空法 106 条 1 項）、当該認可を受けた運送約款は、公衆に見やすいように掲示しなければならない（同法 107 条）ことに照らすと、当該認可を受けていない本件基準が、本件運送約款の内容に組み入れられることはない。

また、本件運送約款が「搭乗を拒絶」「又は降機」というように「運送の拒否」の態様について搭乗拒絶と降機という二つの概念を使い分けていることとは対照的に、本件基準では「搭乗をお断り」と搭乗拒絶事由について

て定めるものの、搭乗後の降機命令の根拠については言及していない。

2021年11月8日に開催された第5回旅館業法の見直しに係る検討会に提出された厚生労働省作成の『マスク不着用者・発熱者の搭乗等拒否の根拠について』（甲12）は、マスク不着用者の搭乗等拒否の根拠として本件基準を挙げていない。

したがって、本件基準が本件運送約款を敷衍しその中身となるという解釈は法的根拠を欠く。

飛行機を安心してご利用いただくための航空会社からお客さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の拡大防止のため
また、お客さま同士のご不安の解消のため
**ワクチン接種後も引き続き、空港・飛行機内における
マスク着用をお願いいたします。**

以下の内容に同意をいただけない場合は、飛行機へのご搭乗をお断りする場合があります。

- 他のお客さまにご不安やご迷惑をおよぼすおそれがあるため、空港内、航空機内では飲食時を除き、常時マスクの着用をお願いいたします。（※乳幼児を含む小さなお子さまは除く）
※マスクの着用が難しい場合には、フェイスシールド・マウスシールド等の着用も可とします。
- 航空機の利用に際し下記①・②・③などの健康上の理由および健康状態を確認させていただくことがあります。
 - ① 呼吸困難や呼吸による胸や背中への痛みを伴う場合
 - ② かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合
 - ③ 圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合※マスクまたは代用品の着用が難しい場合は、地上係員や客室乗務員へお申し出ください。
- 必ずマスクまたは代用品の着用をお願いいたします。他のお客さまに不快感を与え、または迷惑を及ぼす恐れのある場合、係員の業務の遂行を妨げ、またはその指示に従わないと判断できる場合は、搭乗をお断りする場合があります。
（例：スタッフが事情を伺っても意図的な無視・沈黙がなされ、適切な対応を取ることができない場合、スタッフに対する暴力・暴言があった場合等）

 **定期航空協会**
The Scheduled Airlines Association of JAPAN

3 本件運送約款の運送拒否事由に該当しないこと

(1) マスク不着用が「他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」に該当しないこと（本件運送約款第16条1項3号（ホ））

マスク不着用が「他の旅客に不快感を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」に該当することはあり得ない。原告という「他の旅客」からすれば無症状にもかかわらずいわゆるユニバーサルマスクで顔を隠した不審

者が搭乗していることは不快であるが、そのことでマスク着用者が運送拒否されないのと同じである。

仮にマスク不着用が本規定に違反するのであれば本件事前登録がなされることはあり得ない。原告は本件事前登録の際「いずれにしてもマスクを着けることはありません」と明言しており、これに対して被告 JAL は最終的に「会話をお控えいただくとともに、咳・くしゃみ時には口・鼻をハンカチなどで覆っていただきますようお願いいたします」という留保を付けただけで、マスク不着用自体は許可した。日本ではマスク着用が法令で義務付けられておらず、日本の世界に類を見ないマスク依存に照らしても、マスク不着用それ自体を「不快感を与え」「迷惑」と評価することは多数派の横暴による少数者の排除に等しく、端的に人権侵害であって許されない。

原告は、往路の伊丹→屋久島、本件強制降機後の屋久島→鹿児島→羽田の便においてマスク不着用であったが、運送拒否されていない。本件航空機においてだけ「不快感」や「迷惑」の概念が変わることはない。仮にそのように場当たりの本件運送約款の解釈・適用を行えば被告 JAL の裁量の範囲を超える。

本規定は、不潔な格好で泥酔して大声を出していたりする者を例外的に運送拒否するケースについて想定しており、原告とは関係ない。

(2) マスク不着用が「当該旅客自身若しくは他の人又は航空機若しくは物品に危害を及ぼすおそれのある行為を行う場合」に該当しないこと（本件運送約款第 16 条 1 項 3 号（へ））

マスク不着用が「他の人に危害を及ぼすおそれのある行為」に該当することはあり得ない。前述のとおり、本件事前登録にてマスク不着用が許可されていることから明らかである。日本ではマスク着用が法令で義務付けられておらず、日本の世界に類を見ないマスク依存に照らしても、マス

ク不着用それ自体を「他の人に危害を及ぼすおそれのある行為」と評価することは多数派の横暴による少数者の排除に等しく、端的に人権侵害であって許されない。

原告は、往路の伊丹→屋久島、本件強制降機後の屋久島→鹿児島→羽田の便においてマスク不着用であったが、運送拒否されていない。本件航空機においてだけ「危害を及ぼすおそれ」の概念が変わることはない。仮にそのように場当たりの本件運送約款の解釈・適用を行えば被告 JAL の裁量の範囲を超える。

本規定は、暴れるなど威力を示す者を例外的に運送拒否するケースについて想定しており、原告とは関係ない。

(3) マスク不着用が「会社係員の業務の遂行を妨げ…る場合」に該当しないこと（本件運送約款第 16 条 1 項 3 号（チ））

本人確認が必要な業務においてマスク着用がその業務を妨げることはあり得るが、マスク不着用が業務を妨げることはない。すなわち、日本ではマスク着用が法令で義務付けられておらず、被告 JAL としてもマスク不着用者を一律搭乗拒否していない。加えて、被告 JAL は本件事前登録にて原告にマスク不着用での搭乗を許可しているから、原告にマスクを着用させることが「会社係員の業務」とはいえない。したがって、原告のマスク不着用それ自体が「業務の遂行を妨げ」ることにはならない。

マスク不着用に関して原告が被告■■■■に満足してもらえるような挙動、言動をとらなったことが被告■■■■の業務の遂行を妨げたという主張があり得るが、この点は、次に検討する被告■■■■の「指示に従わない場合」に収斂されると考えて差し支えないと思われる。

(4) 原告の言動が被告■■■■の「指示に従わない場合」に該当しないこと（本件運送約款第 16 条 1 項 3 号（チ））

ア 被告■■■■の指示に合理性がないこと

旅客の運送拒否という重大な権利侵害を正当化することから、本規定の「指示」は当然に「合理的な指示」であることが要求される。

では、果たして被告〇〇〇の指示は合理的であったか。

前提として、被告〇〇〇は、「事前にメールして、許可もらってますよ」という原告の問いかけに「はい」と答え、「意味が分からない。行きは何もなくそのまま来ているんですよ。じゃなきゃ来られない」という原告の問いかけに「はい。それも確認させていただいております」と答えている（甲2・P2）。被告〇〇〇は本件事前登録について把握していた。

被告 JAL は、本件事前登録により、本件運送契約の内容として、マスク不着用の原告を伊丹→屋久島→伊丹と旅客運送するという債務を負っていた。現に、原告は往路の伊丹→屋久島、本件強制降機後の屋久島→鹿児島→羽田の便において一度もマスク着用を求められておらず、マスク不着用の理由及び健康状態を尋ねられていない。本件航空機において改めて執拗にマスク不着用の理由を尋ね事実上マスクの着用を強制することは、被告 JAL の対応として一貫性を欠く。

以下、被告〇〇〇の指示に合理性が認められないことについて詳述する。

イ マスク不着用の理由は明らかになっていること

原告は、被告〇〇〇に絶対にマスクを着用しない旨明確に回答してから、

—お客様がマスクを着用できない理由は息苦しくなるためということ
で間違いないでしょうか

「そう。事前に言ってる、メールに書いてる。それを今もう一回聞く理由は？」

とのやり取りで、マスク不着用の理由についても回答している。

そもそも、原告は、いわば転び公務執行妨害ならぬ転び業務執行妨害の憂き目に遭うことを避けるべく、注意深く事前に被告 JAL に対し、「私に対してマスク着用の件で絡んで来ないよう周知をお願いいたします。」「健

健康上の理由とはなんですか？健康なのでマスクを着けないというだけ
です。風邪をひいてるなど不健康な方は着けてください。」「マスクによ
り呼吸がしづらいというのが健康上の理由です。顔の周りにもものがあるこ
とが不快というのも同じくです。いずれにしてもマスクを着けることはあ
りませんので、私の意思に反して干渉して来ないよう周知をお願いしま
す。」(甲8)とメールし、これを読んだ被告 JAL から「桜井様はマスク着
用ができない旨、ご予約記録に登録させていただきました。」(甲9)と返
信をもらっている。

したがって、改めて、往路との一貫性なく復路の機内でマスク不着用の
理由を確認する必要性は認められないし、いずれにしても「マスクを着用
できない理由は息苦しくなるためということで間違いないでしょうか」
「そう」(甲2・P3)とのやり取りでマスク不着用の理由は確認された。

原告は、被告 JAL に対し、本件事前登録の際、①健康であるから、②マ
スクにより呼吸がしづらくなるから、③顔の周りにもものがあることが不快
であるから、と、マスク不着用の理由を3つ明示した。先立って「フェイ
スシールドは無意味であるだけでなくマスク以上に不快なためくれぐれ
もご容赦ください。」との断りも入れている。これに対して「健康上の理
由、および健康状態を確認させていただくこともございます。」と述べる
被告 JAL に対し、原告が「健康状態は聞いてくれてよいですが聞くのであ
れば全搭乗者に聞くようにしてください。」と、つまり、健康上の理由は
既に述べているのであるから改めて確認する意味がないこと、健康状態に
ついては公平の観点から全搭乗者に聞いてくれと返答した結果、被告 JAL
は、最終的に「会話をお控えいただくとともに、咳・くしゃみ時には口・
鼻をハンカチなどで覆っていただきますようお願いいたします」という留
保だけ付けてフェイスシールド不着用はもとよりマスク不着用を許可す
るに落ち着いた。本件事前登録がこのように収まったからこそ、往路で原

告に絡む者はいなかった。

上記3つの理由のうち、事件当日に変化があり得るのは①健康であるからという点だけであるが、原告は被告■■■■から健康状態を聞かれていない。何の症状も呈していない者に対して仮に「体調悪くないですか？」などと聞くことは意味不明かつ失礼であるから当然だ。原告は、事件当日も健康であった。どのみち②及び③の理由は生きており、被告■■■■が改めてマスク不着用の理由を確認する必要性がないという結論は変わらない。

ウ 対象を明らかにしないまま「確認」の要求が繰り返されたこと

原告が

「会話しません。あなたにしゃべりかけられなければ」

「あなたがしゃべりかけなければ、私は一言もしゃべりません。」

「一言もしゃべりません。あなたにしゃべりかけられなければ。」

「あなたにしゃべりかけられなければ、私は一言もしゃべらない」

「あなたがしゃべりかけてくるからしゃべってるだけですよ」

「もう出発したら寝るだけだから」

「僕はあなたが消えたらすぐに寝るから。一言もしゃべらない」

「あなたがいなくなったらもう黙って寝るだけ。」

「これ以上まだ僕に話を強制するの？」

「あなたが目の前からいなくなってくれば、一言も発しません」

「あなたさえ僕に絡んでこなければ一言もしゃべりません。」

と、それ以降発語しないことを重ねて誓っても、被告■■■■は録音できているだけでも27回にわたって対象を明らかにしないまま「確認」という台詞を繰り返し、長時間原告その他旅客を本件航空機内に留め置いた。そして、被告■■■■は、「お互いに相互確認を取れていませんので、そちらの確認が取れない限り、出発することができません」と、最後まで確認の対象を明らかにしないまま本件強制降機に及んだ。

マスクを着用しない理由の確認は済んでいる。被告■■■■から話しかけられなければ原告が一切発語をしないということの確認も済んでいる。

他に唯一確認の対象としてあり得るのが、本件事前登録の際に被告 JAL から「咳・くしゃみ時には口・鼻をハンカチなどで覆っていただきますようお願いいたします。」(甲 9) と要請のあった件についてである。この点、原告は事件当時全くの無症状で咳やくしゃみを一度もしていない。被告■■■■の前で一度でも咳やくしゃみをしていればともかくただの一度もしていない。仮に咳やくしゃみをする際には当然手や肘で覆うなり常識の範囲で対応する。それに、例えば前列後列の離れた場所にいる他の旅客が機内飲食時マスクを外した状態で咳やくしゃみをすることもあるかもしれないがそんなことで運送拒否等の問題にはならない。また、いわゆる風邪、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による咳とそうではなくチックすなわち心因性の癖等で喉を鳴らすようなものの区別は必ずしも客観的に判然としない。原告に喉を鳴らす癖はないが、その類の音を発する際の行動様式に係る指示には合理性がないであろう。

そして、そもそも、原告は、被告■■■■から咳やくしゃみをする際に何らかの行動様式を義務付けられるよう求められていない。したがって、「確認」の対象が咳やくしゃみをする際の原告の行動様式であったということとはできない。被告■■■■は、原告に対し、あくまで会話時に布等で口を覆うよう指示しただけである(甲 2)。マスクと異なり布で口を覆っては発語できないため不可能を強いている。他方で、口から離れた位置で布等を持って隣の席に座る親友と会話をすることは何ら感染対策として意味がないことから、そのような 3 回回ってワンと吼えろというがごとき非人道的で屈辱的な行動様式を強制することは被告 JAL の裁量の範囲を超える。

たしかに、被告■■■■から声をかけられた際原告と親友は会話していたが、40 歳を前にした男 2 人が半生を振り返りながら共に過ごした屋久島での

旅の終え、感慨に浸りながら、素面で、ただ穏やかに出発時刻を待っていただけのことである。原告と親友とは往路でも常識の範囲内で会話していたが何も注意されていない。電車内等で例えば耳が悪い人の声が大きく、本人が気付かぬまま周りの人が迷惑しているなどという場面があるかと思われるが、原告と親友はどちらも耳が悪くなく、殊更、他の客が不快になるような大声で会話していたということはない。本件事前登録の際、被告 JAL からは「会話をお控えいただくとともに」(甲 9) と指示されただけで、会話それ自体は禁止されていなかった。それでも原告は被告〇〇〇〇があまりに執拗に絡んでくることから、以降一言も発語しない旨少なくとも 11 回誓っている (甲 2)。原告は、旅の疲れもあったし、離陸してからは寝るつもりであった。

以上より、被告〇〇〇〇の「確認」という言葉を、会話時に布等で口を覆えという「指示」(本件運送約款 16 条 1 項) と善解しても、そもそも布等で口を覆えば発語できないから不可能を強いる当該指示には合理性がなく、そうでなくても、遅くとも原告が被告〇〇〇〇に対し一言も発語しない趣旨を誓約して以降は、その指示には何ら合理性が認められず、本件運送約款の「指示に従わない場合」の該当性は認められない。仮に形式的に該当性を肯定しても、これを理由とした本件強制降機は被告 JAL の裁量の範囲を超えて違法である。

(5) 原告の録音行為が被告〇〇〇〇の「業務の遂行を妨げ又はその指示に従わない場合」に該当しないこと

原告は、本件事前登録にもかかわらず、出発予定時刻になってからわざわざマスク不着用の件で絡んできた被告〇〇〇〇にただならぬ雰囲気を感じたので、万が一にも被告 JAL から安全阻害行為等をねつ造されれば、場合によっては業務妨害罪や不退去罪で逮捕されると考え、自身を弁護するために必要な行為として以降のやり取りを録音した (以下「本件録音行為」

という)。

通常、録音行為それ自体が被告〇〇〇の「業務の遂行を妨げ又はその指示に従わない場合」には該当しない。しかし、録音行為の目的や態様によっては、本件録音行為が社会通念上相当ではないと評価され、その結果、運送拒否事由該当性が肯定されると考えられる。この点、本件録音行為の目的は上述のとおり原告が自身を弁護するためである。そして、後述のとおり、被告 JAL は、原告に対して事実をねつ造したメールを送信していることから、訴訟においては被告 JAL から機内でのやり取りをなおさらねつ造されるリスクが高い一方で、一市民と日本を代表する航空会社とは信用性とリソースに天と地ほどの開きがあるため、原告はこの録音がなければ到底本訴訟を提起できなかった。本件録音行為の目的は正当である。

次に、録音の態様について、原告は、被告〇〇〇との会話を最初 iPhone のボイスメモで録音し、14：47 以降は iPhone のカメラで録画することで録音している。後に同定できるよう、録画の初めに「〇〇〇」と書かれたネームプレートを抑えるようにした際、被告〇〇〇の右目部分が 5 秒ほど映り込んだが、iPhone は原告の手元にあり、殊更被告〇〇〇に近付けておらず、被告〇〇〇を直接真正面に撮影することはおろか、一瞬たりとも被告〇〇〇の頭や両目といった顔全体を抑えてはいない。また、被告〇〇〇はマスクを着用しており、その顔は識別不能であって、マスク不着用者の顔全体が映り込むこととは利害状況が全く異なる。15：08 以降の録画は、原告及び親友の膝元しか映っていない。原告はこのデータを本訴訟の証拠として以外に用いることはない³。したがって、録音の態様は相当である。以上より、本件録音行為は社会通念上相当であって「業務の遂行を妨げ」ない。

最後に、被告〇〇〇の「(録ることをやめて) いただいてもよろしいでし

³ 録画データは提出可能である。

ようか。」という指示に従わない場合に該当するかを検討する。原告は、それまでも録音していたにもかかわらず、被告〇〇〇〇がかかる指示をしたのは「お降りいただくことが決定しました」（甲 2・P6）と告げる直前の段階であって、この段階ではすでに原告への本件強制降機は決定事項となっていたものと考えられる。

すなわち、乗降口が閉ざされる前の段階では空港責任者、機長又はその兩名の判断で被告 JAL が強制降機させることができるに過ぎず、被告〇〇〇〇単独で強制降機を決定することはできないから、被告〇〇〇〇は「お降りいただくことが決定しました」と告げる前に、その後に登場する被告〇〇〇〇や機長と本件強制降機について決定していたと考えられる。被告〇〇〇〇が「最終確認してまいります」と立ち去り、約 15 分経って戻り、原告に本件基準を示した後、「順番を、もう少しお待ちください」と述べたことからすると、この順番とは本件強制降機の手続きの順番と解される。そうすると、被告〇〇〇〇が最終確認のため下がった際、本件基準を示すという手続きを踏む条件付きで強制降機の許可が出ていたと考えることが合理的である。これは被告〇〇〇〇が最終確認に行った後しばらくして本件航空機のエンジン音が止んだこととも整合する。

したがって、本件強制降機は録音をやめるよう求めた被告〇〇〇〇の指示に従わなかったことを理由とするものではあり得ないし、仮にそうであったとしても、すでに述べたことから本件録音行為は社会通念上相当であるから被告〇〇〇〇のかかる指示には合理性が認められない。なお、原告は、降機を告げられたことで怖くなって録音をやめている。

以上より、本件録音行為をもって被告〇〇〇〇の「業務の遂行を妨げ又はその指示に従わない場合」の該当性は認められない。仮に形式的に該当性を肯定しても、これを理由とした本件強制降機は被告 JAL の裁量の範囲を超えて違法である。

4 本件航空機で伊丹空港まで旅客運送される権利の侵害及び故意過失

原告は、本件運送契約に基づき本件航空機にて伊丹空港まで旅客運送される権利を有していたが、すでに述べたとおり本件運送約款の運送拒否事由該当性が認められないにもかかわらず、被告〇〇〇及び被告〇〇により実行された本件強制降機によりその権利が侵害された。

被告〇〇は、屋久島空港の管理責任者という立場上、本件において上記運送拒否事由を満たさないことを明確に認識していたにもかかわらず、被告〇〇〇から「態度が悪かったと聞い」（甲6）たという理由で、3名もの警察官を連れた状態で何とか抵抗しようとする原告を不安に陥れるなどした上、その意思に反して降機させたものであるから、本件強制降機を故意に実行したといえる。

なお、念のため、被告〇〇の過失責任についても、以下述べておく。被告〇〇は、空港責任者として、乗降口が閉まる前までは強制降機の可否を判断する立場にあった以上、当該判断を下す前提として、少なくとも強制降機に足りる法的根拠があるかどうかを適時適切に調査確認する義務を負っていた。

しかし、被告〇〇は、機内で「僕のいないところ、密室でどのようなやり取りがなされたのかわかりません。今改めて僕とやり取りした上で責任者として判断すべきでしょう」（甲13）と言う原告を無視した上、屋久島空港で「CAからどういう話があったんですか？」と聞く原告に対し「態度が悪かったと聞いている」と率直に答える一方、それ以外の理由は挙げられなかった。それだけにとどまらず、被告〇〇は、「会話をしないと約束すればマスクを着用しなくても良いことになっている」と述べたことに対し、原告から「いや、あなたに話しかけられなければ一言も喋りませんと答えましたが」と告げられた後、「…」と沈黙してしまっていることから明らかなとおり、原告が機内で会話をしない旨を繰り返し約束していた事実

を適切に確認することを怠っていた。したがって、こうした確認が当時被告〇〇〇又は原告本人に対する聴き取り等を通じて容易に実施できたはずであること等にも照らすと、被告〇には上記調査確認義務を怠った重大な過失が存在することは明らかであり、その程度は故意に比肩し得るものである。

以上より、被告〇〇〇及び被告〇は、原告の「法律上保護される利益を侵害」したといえる。それぞれ「故意」が認められるし、少なくとも故意に比肩し得る重大な「過失」が認められる（民法 709 条）。

5 被告〇〇〇及び被告〇の共同不法行為責任並びに被告 JAL の使用者責任

以上の不法行為は、被告〇〇〇及び被告〇の故意過失に基づく権利侵害行為であるから、それぞれ独立して不法行為責任を負い、かつ、主観的・客観的に行為を分担しており、両者には共同不法行為責任が認められる（民法 719 条）。

被告〇〇〇及び被告〇は被告 JAL と雇用契約を直接締結した者ではないが、被告〇〇〇が首に巻いていたスカーフには赤い鶴の「JAL」という文字を含む被告 JAL のロゴマークが描かれており、被告〇〇〇及び被告〇が着ていた制服の胸元に掲げられた名札にも同じ被告 JAL のロゴマークが描かれていたことから、当初、原告において、両者いずれも被告 JAL の職員と認識していた。屋久島空港に戻ってすぐ被告〇から交付を受けた名刺にも被告 JAL のロゴマークが印刷され、企業名は被告 JAL とだけ記載されていたことから原告の機内での認識と合致する。

また、実質的に見ても、被告〇〇〇及び被告〇は、それぞれ、被告 JAL の子会社であり、被告 JAL から屋久島→伊丹その他の航空機の運航業務を受託している訴外 JAC と、被告 JAL から屋久島空港の管理業務その他を受託している訴外屋久島空港ターミナルビル株式会社を通じて、被告 JAL の指揮監督下にあるから、本件強制降機が被告 JAL の「事業の執行」について

行われたものであること自体には疑いの余地がない。したがって、被告 JAL には、使用者責任が認められる（民法 715 条）。

6 被告国の国家賠償責任

2021 年 8 月 27 日の赤羽一嘉国土交通省大臣記者会見（甲 10）において

（問）JAL グループの飛行機で、マスク着用を拒否した乗客が降ろされる事案が相次いでいます。

少なくとも昨年 9 月 12 日、奥尻空港で北海道エアシステムの飛行機に搭乗した男性が、安全阻害行為に当たるとして命令書を発行され、降機させられたと報じられておりますし、今年 7 月 6 日、那覇空港から JAL 機に搭乗した男性が、この空港を運営する JAL スカイエアポート沖縄の従業員によって降ろされたと本人が動画で訴えています。

航空法第 73 条 4 は、安全阻害行為等をし、または、しようとしている者を降機させることが、飛行機から降ろすことができる旨を定めていますが、機内マスク着用拒否が、安全運行に支障を来すとは考えにくいと思われれます。

日本航空グループのこうした対応は越権行為ではないでしょうか。

大臣の御所見をお聞かせください。

と質問されると、赤羽一嘉前国土交通大臣は、「航空会社と乗客との間では運送約款が適用されており、マスク着用を拒んだ旅客の搭乗により他の旅客に不快感や迷惑を及ぼすおそれがある場合や、他の旅客等の安全や健康に危害を及ぼすおそれがある場合は、運送約款に基づき、搭乗をお断りする等の対応ができると承知しております。」（甲 10）と、要はマスク不着用それ自体を理由とする運送拒否は認められない旨答えた。そして、

（問）大声をあげたり、威嚇したり、そういうことがあったからですね。そういうことが無ければ、安全阻害行為にはあたらないという理解でよろしいでしょうか。

(答) 一般論としては、そういうことではないでしょうか。

と質疑に応答している。

つまり、運送約款に定められた運送拒否事由を満たさなければ強制降機は許されないが、赤羽一嘉前国土交通大臣も認めるように、マスク不着用それ自体が他の旅客に不快感や迷惑を及ぼすおそれがある場合や、他の旅客等の安全や健康に危害を及ぼすおそれがある場合には当たらない。それにもかかわらず、被告〇〇〇が原告に本件基準を示そうとするなど、被告 JAL は本件基準を根拠にマスク不着用者の排除を行なってきた。

しかし、作成・変更するときに国土交通大臣の認可を受けなければならない運送約款と異なり(航空法第 106 条第 1 項)、本件基準は国土交通大臣の認可を受けていない。航空法第 106 条第 1 項の趣旨は、移動権ないし移動の自由(憲法 13 条、同 22 条、同 25 条、交通政策基本法 16 条、同 17 条の 2)を保障するにあたって公共交通機関が果たす役割の重要性に鑑み、旅客と公共交通機関との間の契約内容を規律する運送約款に国土交通大臣の認可を要求することで公共交通機関の契約自由に一定の歯止めをかけることである。

そうすると、実質的に本件基準が運送約款を敷衍する形でその中身に組み込まれ、マスク不着用者に対する強制降機に繋がっている以上、そして、大臣記者会見にて強制降機について問題提起されている以上、国土交通省航空局としての行政事務を差配する被告国は、被告 JAL が国土交通省の認可を経ない本件基準を根拠に強制降機の裏返しとして行われる事実上のマスク着用強制を止めるよう、指導是正する注意義務があったといえる。

被告国は、かかる事態を漫然と放置し、その注意義務を果たさなかったため、「公権力の行使に当たる公務員」たる事件当時の斉藤鉄夫国土交通大臣が航空行政という「職務を行うについて」「故意又は過失」によって原告に対し不作為による不法行為を行なったといえる。その結果、原告に

後述の損害が発生した（国家賠償法 1 条）。

上記被告~~XXXX~~、被告~~XX~~及び被告 JAL の不法行為と被告国土交通省航空局の不法行為は、一当事者が適正な行動をとっていれば防げたという点でそれぞれ密接な関連共同性が認められ、被告国は共同不法行為責任を負う（民法 719 条）。

第 5 原告が被った損害

1 余計にかかった交通費実費

原告は、本件強制降機により、本来よりも過大な交通費の支出を余儀なくされた。すなわち、本件運送約款に基づく強制降機がなされた場合、「第 22 条第 1 項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申し受けません。」（本件運送約款 16 条 1 項）と定められている。そして、本件運送約款 22 条 1 項には「1. 航空券を旅客の都合により払い戻す場合には、旅行区間の全部について払い戻すときには収受運賃及び料金全額を、一部について払い戻すときには収受運賃及び料金より搭乗区間運賃及び料金を差引いた差額を払い戻します。なお、この場合、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の 1 旅行区間につき 440 円（消費税込み）の払戻手数料を申し受けます。」（<https://www.jal.co.jp/jp/ja/dom/yakkan/220920/>）と定められている。440 円の「払戻手数料」と「取消手数料」とは用語を使い分けられており、別の概念である。

整理すると、本件運送約款に基づく強制降機がなされた場合、440 円の払戻手数料を控除した差額が返金されなければならない。しかし、実際には、原告は、支払い済みの 57,880 円から、まず往路分の 29,440 円が控除され、その次に、取消／払戻手数料としてさらに 14,050 円を控除され、差額の 14,390 円しか払い戻しを受けていない（甲 14）。払戻手数料は 440 円のはずであるから、13,610 円の取消手数料を過大に支払っていること

になる。

仮に、本件運送約款に基づく強制降機ではなく、旅客が自らの都合で「座席の予約がなされている航空券を払い戻す場合には、旅客運賃及び料金の種類ごとに会社が別に定める運賃料金表により取消手数料を」支払わなければならない（本件運送約款 22 条 2 項）。原告が購入した「先得」という形態における取消手数料は運賃額の 50% であるから（甲 15）、14,220 円が控除されることになると思われるが、当日の運賃額が異なっているのか、いずれにしても 13,610 円の取消手数料が控除されている。

本件強制降機に係る事実経過からして、原告が自らの意思で本件航空機を降りていないことに疑いの余地はないが、被告 JAL は大胆にも原告の都合で払い戻しを行なった場合の処理を行なった。結果、本件強制降機により、原告に 13,610 円の損害が生じた。

ところで、原告は、事前に伊丹→羽田の航空券も購入していたが、誤って 11 月 25 日ではなく 12 月 25 日の便を購入してしまっていたので、本件強制降機の前に払い戻し手続きを済ませていたものの、11 月 25 日の伊丹→羽田の航空券は購入せず、伊丹空港から新大阪駅に向かい新幹線で帰京しようと考えていた。しかし、原告は、本件強制降機のせいで、屋久島→鹿児島の日航空券と鹿児島→羽田の日航空券をそれぞれ 17,150 円と 48,320 円の合計 65,470 円で購入することを余儀なくされ（甲 16、甲 17）た。したがって、原告には、65,470 円から払戻分 14,390 円と新大阪駅→東京間の自由席新幹線代 13,870 円を控除した 37,210 円の損害が生じた。

2 精神的損害

マスクは呼吸器である鼻及び口という身体の枢要部を覆うものである。身体の自由は基本的人権として承認されており（憲法 13 条、同 18 条）、人が意に反して自分の呼吸器の十分な行使を妨げられている状態は身体の自由が害されているといえる。マスクをしないで快適に呼吸すること、素

顔で生きることは、身体的自由と呼ぶかはともかくとして、少なくとも自己決定権(憲法 13 条)の範囲内である⁴。

被告■■■、被告■■■及び被告 JAL は、原告のマスク不着用に藉口した合理性の認められない指示を行い、それに従わないことを理由とした本件運送約款 16 条違反をでっち上げることで本件強制降機を断行した。結果、原告は、マスク着脱に関する自己決定権を侵害された。

その侵害態様は、本件事前登録にもかかわらず、被告■■■をして、親友その他の旅客の前で 1 時間近くも対象を明示しない「確認」という単語を繰り返し、途中本件航空機のエンジンを止め、さらには警察を呼んでまで強行に原告への旅客運送を拒否したものであり、事実上マスクを着用しない原告のことは決して旅客運送しないというに等しく、マスク着脱について一切任意性を担保しない、社会的に許容すべき限度を超えたマスクの着用強制であって、違法性が高い。

マスクを着用しない旨明言している原告に対し、対象を明らかにしない「確認」を求め続けた上、本件強制降機を断行することで結果的にマスク着用を強制することは明白な差別であり、人権侵害である。原告は被告■■■から発語を求められなければ一言も発しないと繰り返し誓っていたことからすれば、それ以降なされた被告■■■、被告■■■及び被告 JAL による原告に対するマスク着用強制の裏返しとしての本件強制降機には合理性がなく、裁量の逸脱あるいは濫用といえる。

加えて、原告は、11 月 27 日、被告■■■からもらった名刺に記載された被告■■■のメールアドレス宛に、本件強制降機の理由等を尋ねるメールを送信したところ(甲 3)、12 月 9 日、被告 JAL のお客さまサポート室統括マネ

⁴ 健康権(憲法 13 条、同 25 条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」12 条 1 項)で捕捉することもできる。

ジャーである訴外奥田和昭氏から次の返信を受け取り（甲18）、改めて本件強制降機について多大なストレスを受けた。

機内において、客室乗務員が桜井様にマスクが着用出来ない理由および体調確認した折「あなたのせいでこうなっているんですよ」「皆、迷惑してますよ」など、前後2、3列のお客さまにも聞こえる声の大きさと、口をはさむことができないほどに一方的かつ高圧的にお話を続けられ、客室乗務員はその振る舞いに恐怖を感じておりました。また「今言ったことをもう一度言ってもらえますか。証拠に残すので」と言われ、携帯電話を客室乗務員に近づけ、携帯電話で録音を始められました。客室乗務員は、その後の対応中も常に携帯電話を向けられたため、恐怖を感じ「録ることをやめていただけますか」とお願いいたしました。

加えて、感染症拡大防止の観点から、桜井様以外のお客さまにはマスク着用にご協力いただいていたところ、桜井様への対応に時間を要し、出発時刻が大幅に遅れたことで、他のお客さまからもご不満が高まっており、機内の秩序が維持できず、このままでは更なる状況の悪化が予測されたこと等から、機側にいた空港係員は機内の状況を空港責任者に報告し、もはや弊社だけでは事態の收拾が困難と判断した空港責任者は、警察へ出動を要請することといたしました。

（中略）

桜井様におかれましては、当該便の前便および後便では、マスクまたは代用品の着用につき、ご理解、ご協力くださっていたものと承知しておりますが、当該便ではお連れさまと代用品のご準備や着用なく会話をされていたことから、客室乗務員がお声がけをいたしました。

（以下略）

まず、「前後2、3列のお客さまにも聞こえる声の大きさと」という点について、普通に話せばそれくらいの音量だろうし、被告~~XXXX~~の音量も大差

ない⁵。厳密には前後 1、2 列の範囲でしか聞こえないレベルかもしれないし、被告■■■■の主観に基づく作文に過ぎない。

次に、「口をはさむことができないほどに一方的かつ高圧的にお話を続けられ、客室乗務員はその振る舞いに恐怖を感じておりました。」という点については、原告からすれば、対象を明らかにしない「確認」の要求を延々と繰り返され、エンジンを止められ、出発時刻を大幅に過ぎても「確認してきてまいります」としばらく戻って来ないということを繰り返す被告■■■■の対応に恐怖を感じていた。実際にも、乗客と CA とでは、本件強制降機という結果からわかるとおり、有する権限に圧倒的な差がある。

そして、原告は、被告■■■■から「(録ることをやめて) ⁶いただいてもよろしいでしょうか。」と言われたことに対して「あなたの発言がだいぶ問題だと思うので、証拠残しておかないといけないので撮ってるだけです。」と言っている (甲 2・P6)。原告は、言った言わないで経緯が曖昧になることを避けるべく録音しただけである。前述のとおり、原告は、自身の手元に iPhone を持ち、決して、被告 JAL が言うように iPhone を被告■■■■に近付けてはいない。

さらに、「桜井様への応対に時間を要し、出発時刻が大幅に遅れたことで、他のお客さまからもご不満が高まっており、機内の秩序が維持できず、このままでは更なる状況の悪化が予測された」というロジックはあまりに乱暴である。出発が大幅に遅れれば他の旅客の不満が高まるのは当然である。そのことで機内の秩序が維持できないということが正当化されれば、

⁵ 録音のために録画したデータは提出可能である。なお、録音した iPhone は原告の手元にあり、被告■■■■は親友を挟んで通路にいたため、相対的に原告の声の方が大きな音量で捕捉されているものと思われる。それを割り引いても原告と被告■■■■の音量はさほど変わらない。

⁶ () 内につき音声は明確でなく文字起こしはできていないが、() 内の発言があったことは原告の記憶とも一致しており、いずれにしてもそのような趣旨の発言を受けた認識で原告はその後の返答をしている。

要は CA の気分でいかようにでも安全阻害行為等をでっち上げることができる。被告■■■■の指示には合理性が認められないことから、本件運送約款の「指示に従わない場合」に該当しないため、出発を遅らせたのは被告■■■■でしかない。

最後に、「当該便の前便および後便では、マスクまたは代用品の着用につき、ご理解、ご協力くださっていたものと承知しております」との記述は被告 JAL によるねつ造である。すなわち、すでに述べたとおり、原告は、往路の機内でも出発前に隣に座る親友と常識の範囲内で会話をしていたが一切マスク不着用の件で注意を受けていない。本件強制降機後も一度もマスクを着用していない。このねつ造は、被告 JAL として一貫した対応をしていないことへの批難を回避するためだと思われるが、却って自社の体裁を守るためには一顧客の名誉をいとも簡単に傷付けることを厭わない被告 JAL の企業体質が露呈したといえる。

本件事前登録の際、原告は、「健康なのでマスクを着けないというだけです。風邪をひいてるなど不健康な方は着けてください。」「利用者無視の一方的な貴社及び定期航空協会のハラスメント規定の枠内で仮に言うならマスクにより呼吸がしづらいというのが健康上の理由です。顔の周りにもものがあることが不快というのも同じくです。いずれにしてもマスクを着けることはありませんので、私の意思に反して干渉して来ないよう周知をお願いします。」と明記している。「前便および後便では…ご理解、ご協力くださっていた」などということがあり得るはずがない。

原告は、被告 JAL の返信、特にねつ造されたくだりを読んだことで、この国に自由と正義は存在しないのではないかと深く落胆し、本件強制降機による精神的苦痛が倍増した。

以上の状況からすると、本件強制降機により原告が被った精神的苦痛を慰謝するには金 62,790 円を下回らない。

したがって、原告が被った損害は、37,210円+62,790円=10万円である。

第6 債務不履行に基づく損害賠償請求権について（民法415条1項）

本件運送契約が成立したことで、被告 JAL は、本件航空機にて原告を伊丹空港まで運送するという債務を負った。加えて、本件事前登録により、本件運送契約の内容として、被告 JAL は、マスク不着用の原告を伊丹→屋久島→伊丹と旅客運送するという債務を負った。しかし、本件強制降機が断行され、被告 JAL はかかる債務を履行せず、それにより、原告に少なくとも余計にかかった交通費実費として 37,210 円の損害が発生した。不法行為責任の成立について論じたものと同様の理由から、被告 JAL に帰責性が認められることは明らかである。

特に、本件事前登録において、原告は、「健康状態は聞いてくれてよいですが聞くのであれば全搭乗者に聞くようにしてください。健康上の理由とはなんでしょうか？健康なのでマスクを着けないというだけです。」と、健康状態の確認を全搭乗者に行うよう求めることで、その無意味な作業について批難し、つまり、いかなる理由でも絡んでこないよう求め、また、「利用者無視の一方的な貴社及び定期航空協会のハラスメント規定の枠内で仮に言うならマスクにより呼吸がしずらいというのが健康上の理由です。顔の周りにもものがあることが不快というのも同じくです。いずれにしてもマスクを着けることはありませんので、私の意思に反して干渉して来ないよう周知をお願いします。」と、本件基準を検討済みであることを伝え、それを批判した上で、とにかく干渉して来ないよう周知を求めている。CA 以外に干渉する者はいないため、被告 JAL に周知を求めた相手は当然 CA である。ここまで注意深くそして明快になされた本件事前登録に対し、被告 JAL は、仮にこれを認めないのであれば、この時点で本件運送契

約の締結を拒むことができたにも関わらず、それをしなかった。ここに被告 JAL の帰責性が認められる。

以上より、被告は、債務不履行責任に基づき、37,210 円の損害賠償義務を負う。

第 7 結語

よって、原告は、主位的に、被告らに対し、被告■■■■及び被告■■■については共同不法行為責任（民法 709 条、719 条）に基づき、被告国に対しては国家賠償責任としての被告■■■■及び被告■■■との共同不法行為責任にそれぞれ基づき、当該損害を連帯して賠償するよう被告らに対して求め、被告 JAL については使用者責任（民法 715 条）に基づき、各損害賠償請求権の行使として、連帯して、金 10 万円及びこれに対する不法行為があった 2022 年 11 月 25 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払いを、予備的に、被告 JAL に対し、債務不履行（民法 415 条 1 項）に基づく損害賠償請求権の行使として、37,210 円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払いを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- 1 訴状副本
- 2 甲号証写し
- 3 証拠説明書

以上